

# 豊川市上下水道事業広告掲載要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、豊川市水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）が保有する資産等を広告媒体として、民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めることにより、民間企業等との協働を図るとともに、上下水道事業の新たな財源を確保し、健全経営を図ることと、市民サービスの向上を目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げるもののうち広告掲載が可能なものをいう。
  - ア 上下水道事業が発行する印刷物
  - イ 上下水道事業の固定資産
  - ウ その他広告媒体として活用できる資産で市長が個別に定めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

## (広告の範囲)

第3条 広告掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (4) 人権侵害、差別及び名誉毀損のおそれのあるもの
- (5) 政治性のあるもの
- (6) 宗教性のあるもの
- (7) 法律で禁止されている商品、無許可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (8) 社会問題について主義主張するもの
- (9) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (10) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれのあるもの
- (11) 国内世論が大きく分かれているもの
- (12) 個人又は法人の名刺広告
- (13) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (14) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの

(15) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと市長が認めたもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準は、別に定める。

(広告の募集)

第4条 広告の募集をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した広告媒体ごとの募集要項を定めるものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (3) 広告の募集方法
- (4) 広告の選定方法
- (5) 広告掲載料の予定価格
- (6) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集に関し必要な事項

(広告の申込み)

第5条 広告掲載を希望する者は、広告媒体ごとの募集要項により定められた広告掲載申込書に掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長に申し込むものとする。

(広告掲載可否の決定)

第6条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、豊川市上下水道事業審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 上下水道部長
- (2) 上下水道部次長
- (3) 経営課長及び主幹
- (4) 水道整備課長及び主幹
- (5) 下水整備課長
- (6) その他上下水道部長が指名する者

(委員長)

第7条 審査会に委員長を置き、上下水道部長をもって充てる。

2 委員長は、審査会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、委員長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、

委員長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、経営課において処理する。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、掲載の決定後、市長の指定する期日までに一括前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 原稿及び広告物の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 行政運営上支障があるとき。
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかったとき。
- (3) 広告掲載料を納入しなかったとき。
- (4) その他市長が取消すことが適当と判断したとき。

(広告料の還付)

第13条 広告掲載料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載できなかったとき。
- (2) その他市長が還付することが適当と判断したとき。

(損害賠償請求)

第14条 広告の掲載内容により上下水道事業が損害を被った場合は、市長は広告主に対し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

(その他)

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 豊川市水道事業広告掲載要綱は廃止する。